

○ 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）

改正案	現行
<p>（信託財産状況報告書の記載事項等） 第三十七条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 信託会社は、信託財産の計算期間の終了後又は信託行為によって設定された期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これを受益者に交付しなければならない。ただし、信託行為によって設定された期間の終了後に受益者に当該報告書を交付すべき場合において、<u>第三十八条各号に該当するときは、この限りでない。</u></p> <p>6・7（略）</p> <p>（信託財産状況報告書の交付頻度） 第三十七条の二 法第二十七条第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 信託行為において計算期間より短い期間ごとに信託財産状況報告書を作成し、受益者に交付する旨の定めがある場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該信託行為において定める期間</p> <p>二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十条の</p>	<p>（信託財産状況報告書の記載事項等） 第三十七条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 信託会社は、信託財産の計算期間の終了後又は信託行為によって設定された期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これを受益者に交付しなければならない。ただし、信託行為によって設定された期間の終了後に受益者に当該報告書を交付すべき場合において、<u>次条各号に該当するときは、この限りでない。</u></p> <p>6・7（略）</p> <p>（新設）</p>

二第一項又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二百二十八条第三項の規定による信託契約である場合 三月

（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）

第三十八条（略）

一〇七（略）

八 他の目的で作成された書類又は電磁的記録（法第三十四条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に第三十七条第一項各号に規定する事項が記載又は記録されている場合であつて、かつ、当該書類又は電磁的記録に記載又は記録された内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

九（略）

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第四十条（略）

二〇九（略）

10 信託会社は、厚生年金保険法第三十条の二第一項の規定による信託契約（以下この項及び次条第二項ただし書において「年金信託契約」という。）を締結し、当該年金信託契約に基づき、同法第三十条の二第二項に規定する年金給付等積立金の運用（以下この項及び次条第二項第八号において「積立金の運用」という。）を行う場合において、当該年金信託契約の相手方である厚生年金基金から

（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）

第三十八条（略）

一〇七（略）

八 他の目的で作成された書類又は電磁的記録（法第三十四条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に前条第一項各号に規定する事項が記載又は記録されている場合であつて、かつ、当該書類又は電磁的記録に記載又は記録された内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

九（略）

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第四十条（略）

二〇九（略）

10 信託会社は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第三十条の二第一項の規定による信託契約（以下この項及び次条第二項ただし書において「年金信託契約」という。）を締結し、当該年金信託契約に基づき、同法第三十条の二第二項に規定する年金給付等積立金の運用（以下この項及び次条第二項第八号において「積立金の運用」という。）を行う場合において、当該年金信託契約

同法第三百三十六条の四第三項の規定により同項に規定する事項を示されたときに、当該厚生年金基金に対して、その示されたところに従って当該積立金の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性について、当該厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び年金信託契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うための十分な体制を整備しなければならない。

の相手方である厚生年金基金から同法第三百三十六条の四第三項の規定により同項に規定する事項を示されたときに、当該厚生年金基金に対して、その示されたところに従って当該積立金の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性について、当該厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び年金信託契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うための十分な体制を整備しなければならない。